

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和4年8月3日 11時55分ごろ
発生場所	愛知県衣浦港（衣浦港第6号灯浮標） 衣浦港武豊灯台から真方位074° 1,690m付近 （概位 北緯34° 51.0′ 東経136° 56.9′）
事故の概要	漁船長 栄丸は、北北東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和4年9月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 長栄丸、14トン AC2-4283（漁船登録番号）、個人所有 第240-48006号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部のブルワークに亀裂、外板に擦過傷 灯浮標 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、伊勢湾での操業及び水揚げを終え、愛知県碧南市大浜漁港へ向けて、衣浦港内を約16ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>船長は、北方に向かう水路（以下「中央航路」という。）に沿って本船を航行させ、衣浦港第1号灯浮標（以下灯浮標については、「衣浦港」を省略する。）及び第2号灯浮標の間を通過した後、第6号灯浮標に向け右転して北北東進した。</p> <p>船長は、魚群探知機で周囲に魚がないかを確認しながら操船していたところ、左舷船首方の武豊北ふ頭付近から本船に向けて接近する貨物船を認めた。</p> <p>船長は、接近する貨物船とは距離があったので、引き続き、魚群探知機の画面を見ながら操船を続け、時折、貨物船の動静を確認していたところ、船首至近に第6号灯浮標を認め、避航動作を取る間もなく、本船が同灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、本船及び第6号灯浮標の損傷状況を確認した後、自力で航行して大浜漁港に帰港し、所属する漁業協同組合を通して海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、ふだんから、航行中に魚群探知機の画面を見ながら操船していた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、衣浦港内の中央航路を北北東進中、船長が、左舷船首方から接近する貨物船の動静を確認しつつ、魚群探知機の画面を見ながら操船を続けたことから、第6号灯浮標の至近まで接近していることに気付かず、同灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから航行中に魚群探知機の画面を見ながら操船していたことから、本事故時も魚群探知機の画面を見ながら操船を続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、衣浦港内の中央航路を北北東進中、船長が、左舷船首方から接近する貨物船の動静を確認しつつ、魚群探知機の画面を見ながら操船を続けたため、第6号灯浮標の至近まで接近していることに気付かず、同灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うとともに、操船に専念すること。